

豊後一宮柞原八幡宮に関する二三の考察

外山 幹夫

はじめに

御叱正を得たいと思う。

註 (1) 拙稿、「豊後柞原八幡宮の社領と大友氏」(日本歴史一三四号)

一、成立及び初期に於ける發展

柞原八幡宮は、又由原八幡宮とも賀来社とも称せられる。

神社研究史の上に、一宮なるものの性格は未だ不明の点が多く残されている。しかもそれが唯単に神社自体の問題としてのみでなく、国衙との關係に於いても解明さるべきものが多い。殊に西国のそれについては、平安末の平家政権との関り合いが最近注目せられたりして新たな問題が提出されている。

祭神は神功皇后・応神天皇・仲哀天皇の三方であつて、成立

当初より現在に至るまで豊後国大分郡神前郷柞原(現、大分市八幡区九八七番地)に鎮座する。(2)しかしその成立の事情については、必らずしも明確にし得ない。

小論はしかしながら、今直ちにこうした大問題に解明を与えうるとは無論考えるものではないが、しかしそれらの研究も、各国一宮の個別具体的な研究の集積の上に大成されねばならぬであらうし、本稿がその為の一布石たり得ればと念じている。

なお社領等に関しては必要な最少限の事しか触れなかつたが、これについては先に発表した別稿があり、併せて大方の

当社の縁起によれば、淳和天皇の天長四年、延暦寺の聖人金亀和尚が宇佐宮に参詣し、これに一千日参籠する間に同七年三月に至り、豊後に垂跡せんとの靈夢の告を得、七月に至つて正しく「八足白皇幡」の形をした八幡大菩薩の示現に遭い、やがて此処に、和尚の奏聞により右大臣清原夏野が勅宣

を奉じ、豊後国司大江宇久に仰せて承和三年宝殿が造進せられ、これより当社の祭祀は豊後一國の大嘗として勤行せらるるに至つたという。

一体にこの種の縁起は社の成立をより尊貴あらしめて記されるものであつて、かかる種類の記述内容を直ちに信ずるの如何と思われる。即ち先ず夢告其他の説話は論外に置くとしても、果して金龜和尚なる者が實在の人物であるか、當時清原夏野が右大臣であつた事は確實であるとしても、後述する様に国史現在社ですらなかつた当社に、最初から右大臣清原夏野・豊後国司大江宇久等の者が社殿建設に関与し、又創建と共に直ちにその祭祀が豊後一國の大嘗とまでされたか等々疑問視せられる点は極めて多い。

しかしながら翻つて一方縁起なるもの自体の通有の性格をみるに、例えばここにみる夢告・八幡神の示現等々の修飾説話は、史実としては一笑に附すべきものながら、年代等の主要骨子は必ずしも一概に否定し、唾棄すべからざるものがあるのである。例えば豊後国司大江宇久の関与の真偽は不明であるとしても、かなり早くより豊後国衙との関係が密接であつたらしいことは、康保二年以前よりしばしば免田が国衙

より支給されている事実等より窺われる。(6) 次に後述の様に式外社であり、国史現在社ですらなかつたものが、最初から右大臣清原夏野が勅宣を奉じて社殿創建を豊後国司に命ずる等の事があつたかについても、先ず官社の点は別としても、国史現在社たる点についてみると、抑々神社の六国史記載にも或る程度偶然性の存する事を思えば、一応考慮の餘地はあると見ねばならない。然しながら、若し右の清原夏野以下の記述を認め、叡山の金龜和尚の奏聞の記述をそのまま認めるとすれば、柞原社は主として神前郷内の住民の信仰の具体的表現としてというより、これに関わりなくむしろ他動的に、しかも多分に官設的要素の強いものとして、稍々不自然な成立形態をなした事となるのである。従つて結局柞原社の場合、大むねこの社殿の創建せられた神前郷内の住民の間に最初素朴な形で祭祠がなされていたものが、後、宮師(後述)等の豊後国衙等に対する積極的勢力拡大運動の結果、隣国宇佐宮との本末関係の成立を齎らし(別宮化)、やがて一方にこの宇佐宮を通じて一層の強勢力獲得をなすに至つたものとの推定をなすのが自然な解釈である様に思われる。

ただその成立年代については、既に早く先の承和三年より凡そ百三十年後の康保二年に於ける当社宮師僧仙照辞(大分県史料(9)柞原八幡宮文書1号、以下同文書は便宜番号のみで記す)なるものが存し、社の存在を實際に裏付けているので、縁起の承和三年説は一応受容してよいのではないかと思われる。なお又当社は右にみる宮師が僧体である事からも分る様に、成立の頃から神仏混淆であるが、創建者とする金龜和尚が叡山の出身なりとするのも、恐らく当社の宗派が天台宗なりと推定される事情とも無関係ではあるまい。

しかして十世紀初頭に撰せられたかの延喜式に徴するに、先述の様に当社は式内社、即ち官社たるの地位を与えられてはおらず、式外社にして且つ国史現在社ですらなかつたのであり、又成立と同時に封戸を寄せられたとする鎌倉時代の文書(75号)も、新抄格勅符抄を按ずるに、かかる形跡は更に認められず否定し去られるのであつてみれば、初期に於いて占めるその社会的地位は決して高かつたとはいえない。

しかるに平安末嘉応三年三月日の由原宮々師僧定清の国司へ上せた解(25号)に於いては、ここに初めて当社が「当国一宮」、即ち豊後一宮たることが明言されており、この後も

依然として当社は豊後一宮と称せられた。一般に一宮なるものの性格については、かの宮地直一博士の研究以後、それ以上(8)に殆んど判明しておらぬ段階であるが、原則的には国・郡・郷のうち最も神位高くして、社会的実勢力を有するものがこの各々の一宮と称されているものである。柞原宮の豊後一宮たる点について、しかしかかる一般論を以て妥当せしめんとすることの危険なるは無論であるが、しかし一宮と称される柞原宮の一側面として、

右件社者、当国無雙靈神、公家崇祭一宮、而国司毎任大神宝并御初拜(傍点筆者、32号)、

とされ、国司が任毎に一国の諸社の巡拝順序のうち柞原社——一宮を最初とするという事実が知られるのであり、しかもこのことは豊後国内に於いて、他の諸社よりは相対的に高い地位を当時有したらしいこと——当国無雙靈神——と結び付く様である。従つてこのことからすれば、平安末当時、豊後一国内に於いて相当の地位を有したらしいことは窺えるようである。元来、当社は国衙とは凡そ六軒の距離にあり、豊後一国の諸社中、国衙には相対的に近距離にあつたという特殊事情があり、これ又当社が一宮化する事情と無関係ではなさ

そうである。しかし豊後一宮については、宮地博士は嘉応以後当社が一宮たることは認められつつも、これ以前の時期に於いては、柞原社と同じ大分郡所在の西寒多神社を比定しておられる。⁽⁹⁾但しその根拠は明言されていないが、按ずるに柞原社が式外であるに對し、西寒多社が式内であり、しかも国内唯一の大社であるという点にあるものの様である。一体式外社が一宮であるとの事例は「全国的にも極めて尠なく、殆んど例外的にしか存しない。しかしかかる事情は西寒多社を一宮と断ずべしとも否定すべしとの何れとも決定し得ない。しかしこの他に西寒多社が一宮たりとの説をなすものが一、二ないわけではない。即ちその一つは「大日本国一宮記」⁽¹⁾である。しかしその記するところは、

西寒多神社號大分宮、宮崎同体也。 豊後大分郡
又名柞原八幡。

とあり、右の割注は西寒多社と柞原社は同一社なりとするはなほだしき誤まりを犯しているところなどから全体的信憑度は低いものといわざるを得ない。一方又、太宰管内志下巻西寒田神社項所引の龜山隨筆によれば、当社所在の榜額に「鎮国一宮西寒田神社」と記されているといわれる。抑々一宮なるものは、元來國家的に制定されたものではないのであつて、

国によつて二社のうち何れが一宮か断じ難きものも又数多存するのであり、社会的勢力の変遷のうちに一社から他社に転ずる事も考えうるところである。但し、先の嘉応年間以前に於ける西寒田神社一宮説については、私はなお決定的な根拠は見出し難い。だが柞原社が平安中期以降豊後国内に於いて、あなどるべからざる勢力を有するに至つたことは、右の如く一宮とせらるるに至つたことよりして推断して支障ないと思われる。しかしこれが何故に、又如何にして勢力を有するに至つたか、又その結果社は内部的に如何なる変化を示すに至つたか等の問題について、以下一、二の側面から述べてみようと思ふ。

註 (1) 本論で述べる様に、柞原社は宇佐八幡の別宮(分靈社)であるから祭神は宇佐八幡のそれと同体である筈である。ところで八幡神については、異説があつて必ずしも定説があるとはいえない。この問題の考証は宗教史には門外漢である現在の私のよくし得るところでないので神社大観、柞原八幡宮の項の説をそのままこゝに用いた。

(2) もつとも縁起には、初め、「豊後国賀来村大ナル楠ノ二俣ノ上」に八幡に大菩薩の示現があつたとし、柞原の地としていない。

(3) 統群書類従、第三輯下、神祇部、卷七十七所收、及び、

柞原八幡宮文書47号大宮司経妙申状案に、縁起が引用されている。

(4) 前掲柞原八幡文書に引用するところは、「八足白幡」とする。不明。

(5) 公卿補任

拙稿、前掲論文

(7) 無論この場合、鎌倉時代の文書が信じ難いとしても、唯、新抄格勅符抄の記載が全く網羅的であつたかは一考を要するところである。宇佐宮の別宮であるから、これに含めて、記述を略したと考えられぬこともない。

(8) 宮地直一博士、神道史、上巻、(一八〇―一九〇頁)

(9) 宮地博士、前掲書二六一頁

(10) 延喜式、神名帳、豊後国の項に、

豊後国六座、
大一座。
小五座。

直入郡一座。小。

健男霜凝日子神社

大分郡一座。大。

西寒多神社。

速見郡三座。並小。

宇奈岐日女神社

火男火壳神社 二座。

海部郡一座。小。

早吸日女神社

(11) 群書類従第一輯、(神祇部) 卷二十三所收

二、祠 官

柞原社の祠官は、おそくとも鎌倉期に入つてからは後述する様に整備増大されたと考えられるが、成立初期に於いては未だ社の勢力も大でなかつたから組織も又小さかつた。この中であつて実質上中核的存在をなすものは宮師(又は宮主とも)であつた。宮師は神官に対する供僧の最高位をなすと共に、社の創建者と伝えられる金龜和尚の職を継ぐものとせられ、社の内外に重きをなした。しかも恐らくこれに任じられるものは金龜和尚の血縁の後継者、乃至少くともその法脈を嗣ぐ者として意識されたようである(57号、及び同書二七〇頁)。又その任免権は形式的には国司の掌握するところであつた(4号)。

しかるにその後、この上に位する最高の祠官として何時しか大宮司職ができてゐる。大宮司については正応二年の大宮司経妙申状案(47号)には、既に長徳四年当時存したものであることを記すと共に、社最高の権を握るものとしてゐるが、

同じく同案文に、

鳥羽院御時大宮司大神広房蒙勅勘畢、

としており、更に続けて

於大宮司職者、養和元年平章妙令担任以來、至頼妙・盛妙

・有妙・経妙五代相伝、更以無相違、

と述べている。このことよりすれば社の整備発展と共に、遅

くとも長徳四年までのうちに大宮司職が成立しているものと

推定されるわけである。しかしこれが後養和元年までの十一

・二世紀を通じて常に持続されていたと断ずるには稍々躊躇

せざるを得ない。即ち久安元年十二月(11号)以後、仁平二

年七月(15号)、久寿三年六月(18号)、保元四年五月(19号)

()の以上四期に亘つて宮師が解を上げた相手として「官長」

なるものが見える。この官長が桐官であることは仁平二年の

宮師僧院清の解(15号)に、

官長殿、忝酬宿殖厚縁社務執行之、

とあるによつて明らかである。しかし後述する鎌倉末元亨四

年の杵原宮桐官全員を注した神人名帳(56号)にはこの官長

は記されていないので、先の平安末の時期のみに存在したも

のであるらしいことが推定される。しかも解を上げるのであ

るから、宮師より上位に立つものであることは明らかであつ

て、先にみた如く、「社務執行之」ということなどよりして、

實質上大宮司に極めて近い性格のものと考えることが出来る。

ここに先の大宮司大神広房が勅勘を蒙つたとの事実が想

起される。然れば即ちこのことによつて、大宮司名を諱忌し

て用いず、これを養和元年に至るまで一時官長に替えたもの

ではないかとも思われる。しかしながら官長と大宮司が職掌

的に全く同一の性格のものでもなかつた事は、前者の官長が

大宮司と異り、国衙ともかなり密接な關係を有していること

よりして考えられる。例えば久安元年十二月日に於ける宮師

僧院清の官長に対する解(11号)は、毎年の御放生会物纒及

び毎年三ヶ度の節会御行払治料として、桑及び名畠を免除せ

られたき事を官長に請うたものであり、官長がこれを外題を

以て免許した形となつてゐる。これはあたかも宮師が留守所

に対して免田を請い、目代がこれを免許している(8号其他

()のと同じ形式であるといわねばならない。⁽¹⁾つまり少くとも

この免許に関する限り官長と目代(留守所成立以前には国司

()両者は機能的に同一であると見ねばならない。しかして一

方この大宮司乃至官長の性格について更に検するに、先ず最

初に見える大宮司大神広房、及び久寿三年に見ゆる官長「散位大神朝臣」(18号)等の人物は、当社の本社宇佐八幡宮の創建に与つて力あり、初期に於いて一族中からこの大宮司や、又時に豊後国司を出し(例えば仁和五年二月任の介、大神良臣)⁽²⁾て勢を振つた大神氏の一族と者と見られ、ここに本社宇佐宮との本末関係によるこうした事実を推測する事が出来るのである。従つて柞原社に於ける大宮司職の成立は、宇佐宮との本末関係の成立ともかなり密接な関係がある様に思われる。

しかるに右の久寿三年六月より三年後の保元四年五月に於ける官長は、大神氏ではない「地頭散位紀」なる人物が任じている(19号)。さてこの人物は如何なる性質の者であるか、殊に地頭なる語が冠せられているので聊か考察してみたい。ところでこの人物の出る史料は、宮師僧院清が官長たるこの地頭散位紀某に対して、柞原社内の桑五十本を帽額並びに法服料として免除せられたき事を請うて上せた解と、更に地頭散位紀自身が外題を以てこれを免許していることとなつてゐる。

先ずこの地頭が頼朝が幕府草創にあたつて設置したそれよ

り以前の地頭であることはいうまでもない。しかもこれが更に吾妻鏡の述べる「前々称地頭者、多分平家家人也」(同書、文治元、十二、廿一条)というが如き、平氏の補任したものでないことは、保元という年代が平氏政権拡張の時代が、主としてこれ以後の時代であることよりして窺われるところである。しかも更に宮師僧院清の解に、

何況備地頭預官長職事、忝神明之計也、

として右の形で「地頭」が「官長」と併せ記されているところよりすれば、この地頭は散位紀某の柞原社に關係のある一つの肩書、即ち官職としての意味をもつものであると考えられる。とするとこの補任者が誰であるかが問題となるが、この場合考えられるものとして、第一に、先にも述べた官長の国衙との關係のあるらしい事より、この地頭も国衙關係に求めることが出来る。第二に先の大神氏の例よりして、直ちに本社たる宇佐宮が推定され、第三に長徳四年以後賀来庄が柞原社の社領とされていると見られるので、この庄園の領家一条家が推測されるのである。しかし第三の推定をもつには、この散位紀某の出目が中央乃至はこの賀来庄内に求めらるべきであろうが、これについては確証がないばかりでなく、

むしろ右にみる如き関与地は国衙領であり、むしろ否定的な素材が強く出ている。もつとも「社務執行之」といわれる官長であるから、出自を賀来庄たるべきことに執着する要はないが、それにしても一条家の柞原社に対する領家権は別稿で述べた通り強いとはいえないので、補任者は結局国衙乃至宇佐宮に限られるようである。といつて今のところそれ以上

に、この人物が如何なる出自の者であり、更に殊更「地頭」なる職掌に任じたことの点について明らかになつたとはいえない。この時期の地頭に關する一般的通説を受けて、近郊の有力者であろうとする渡辺澄夫教授の解釈も一応首肯される⁽⁵⁾。

しかしながら一方稍々強引ではあるが、憶測をたくましくして、この散位紀と同一称呼の者がこれより遙か以前の天喜元年の柞原宮御在所司僧救円の潤月料燈油田を給せられん事を述べた解(8号)に於いて、後から別に記した端裏書に更に朱書を加えたものの中に、「目代散位紀朝臣」としてみえることから、両者を同一人物なりとして、国司遙任時代に於ける豊後の目代が、柞原社の最高権者たりと考えられる官長に就任したものととして、この事が其後に於ける当社が「宮化する事と密接に關係する事を強調するのの一解釈である⁽⁶⁾。しか

しこの両者を結びつけるには、先の朱書が如何に後からの書き加えであるとはいえ年代に懸隔があり過ぎ、更に両者の称呼は単に「散位紀」たる点のみに於いて共通しているに過ぎないこと、又本来中央から派遣して任ずる目代を、従来在地の者たる事を強調されて来た初期の地頭と結びつける事にも難点があり、全体無理な見解である様に思われる。

しかしながら翻つて先にみた様に、官長が国衙と密接な關係を有すること、又地頭なるもの自体に上横手氏も言われる様に「国衙領的性格」の強いことよりすれば、先の解釈も少くともこれらの事実に対して象徴的な見解ではあると思うのである。

さて官長地頭をかように見てくれば、これと大宮司との性格に、共に社最高権者とはいえ或る程度の隔りがある事が考えられてくる。先にも示した様に、平章妙の血縁者が大宮司として世襲的に任じたしたのは養和元年であるとされているが、この事を裏付ける最初の史料は文治四年十一月の柞原宮解(29号)にみゆる「大宮司内舍人平在判」なる署判である。即ちこれによれば大宮司平某——恐らく章妙——は、又大宮司たると同時に内舍人という中央に於ける下級官吏でも

あるという特殊な性格を有するものということになる。しかもこれより稍々以前の正安二年五月の宮師・檢校の解(26号)によれば、柞原社領大般若修理料田・仁王講田・最勝講田に対して、建春門院御願作寺料を切宛つるという平家の社に對する圧力が加わつており、従つてこの大宮司平も、こうした平家の勢力を背景に補任せられたものと考えられぬこともない。⁽⁸⁾しかしてこの養和元年より承応二年まで、平氏大宮司五代相伝との記事(47号)よりすれば、少くとも養和以降大宮司職も世襲制が行わるべきことになつていたものとみられる。鎌倉期の大宮司では、平氏以外に更に一時的ではあるが「法橋上人幸秀」なる人物が挙げられる(36号)。この人物は豊後国岡田帳の賀来庄平丸名領家としてみゆる「山法師備後僧都幸秀」と同一人物と考えられる(34号)もので、山法師、即ち比叡山延曆寺の僧徒なる僧体の人物が大宮司に任じている。即ち、当社に於いては神官より供僧の勢力が強く、創建者を叡山の金龜和尚とする伝説もこの辺に發生の根拠をもつようである。

ところで大宮司と宮師(宮主)との關係について述ぶるに、前者が「平均庄務」との文言に端的に表明してある様

に、柞原社の宮造・收取の社務を主務とするに對し、後者は祭祀者であつたと考えられる。このことは大宮司が社領賀来庄の預所(41号)や、阿南庄の雜掌(67号)に任じていることや、一方宮師については、宮師の官長への解(18号)に、
令成官長職御事、忝神慮之校計也、

等とあり、宮師が神に仕える主人、即ち神主的な性格の強かつた事よりしても窺われるところである。もつとも両者のかかる職掌は、截然相犯すことなく峻別せられていたものでもなかつた様である。先述の様に大宮司が宮師より後に成立したにも拘わらず社最高の位置に立つ様になつたのは、大宮司の如き社を經濟的に維持する立場にある者が、祭祀者より漸次重要視せられた結果によるのであらう。

大宮司・宮師以下の祠官には如何なるものがあるのであらうか。これについて語る史料は極めて尠いが、鎌倉末元亨四年時の賀来社神人名帳(56号)によつて初めてその全貌を知り得る。これは単に祠官の種別を知るのみで、更に進んで詳細な性格まではさして知り得ないが、これ以前から祠官の整備・増大してきたことは明らかである。

さてこれによれば、柞原社関係者は大宮司を初め挙げて皆

神人と称されている。しかし先ずかかる分類・称呼が必ずしも固定的でなかつたことは、右の元亨四年よりわずか十一年前の正和二年の賀来社御供備進次第注文案（54号）に、

小備九前内三ヶ度御幸、上宮神事時、社僧、在庁（傍点筆者）
神官、神人相共御供、奉備進之、

とここでは神人が神官其他と併記されており、必ずしも先のように柞原社関係者全員を意味するものでなかつたのであり、なお又はるか降つた元和六年に於いては、これは総て社家衆と称されている（216号）ことなどよりしても分る。即ち下級神官に於いては称呼は流動的であつたわけである。しかしながら少く共神人の称呼に関する限り、右引用の後者に於ける場合がより妥当性を持つてであろう。それはそれとして先の神人名帳に記された内訳によれば、ここに於ける神官は、神官・貫首・檢校・声納・御手人・長御崎・御馬副（上宮御馬副・下宮御馬副）・馬帳・供僧・大般若修理别当の十に大別される。

更にその内訳を次に示すと、

(1)〔神官〕十九名

大宮司・権大宮司・惣檢校・弁官・擬大宮司・大檢校・權
擬大宮司・御馬所別当・惣別当・権御馬所・正小宮司・權（マ）下同

小宮司・擬小宮司・権擬小宮司・浜殿檢校・御炊殿別当・
権惣檢校・宮掌・鑑取

(2)〔貫首〕十四名

貫首十四名（例、次郎丸貫首）

(3)〔檢校〕廿二名

御炊殿檢校・御炊殿権檢校・執当檢校・命婦・内侍・及び
以下十七名単なる檢校（例、八郎三郎檢校、このうち一名
檢校名なし）

(4)〔声納〕八名

貫首（三良）・笛檢校・低庭及び六名単なる人名（例、馬
次郎）

(5)〔御手人〕十二名、単なる人名十二名（例、平丸弥三郎）

(6)〔長御崎〕十二名

別当（秋藤三郎）、以下単なる人名十一名（例、生石権太
郎）

(7)〔御馬副〕十三名

(1)〔上宮御馬副〕六名

御馬副三名単なる人名三名（例、大四郎）

(2)〔下宮御馬副〕七名

單なる人名七名(例、藤二郎)

(8) (馬帳) 九名

行事、單なる人名八名(例、小原弥次良)

(9) (供僧) 六名

宮師・御前檢校・権宮師・権々宮師・読師・講師

(10) (大般若修理別当) 九八名

大般若(三名)・新大般若(一名、以下一名なるは記さず)

・法華講(三名)・仁王講(四名)・仁王半講(四名、内仁

王半上口二名・同下口二名)・香別当・御燈別当・弥勒寺

惣道達・同寺承仕(二名)・三味(六名)・三味勾当・舍利

講供僧・公文・香童子(三名)・権香童子・御前承仕・坊

(房)(廿四名、但し人名を冠す。例、唯樂房)・酒殿承仕

・單なる承仕(廿一名、但し人名を冠す。例、三郎承仕)

・單なる人名(九名。例、源十郎)・浜殿小檢校・黒尾殿

祝・山神祝・妙見殿祝・若宮殿祝・命婦(二名)陣道

右の如くである。ところでこの記載方式は、記載者の祠官に

関する概念の混乱によつてかなり不統一があり、稍々不明確

なもののあることを断つておかねばならない。さてこれによ

れば当時柞原社には二一三名の祠官が存在していたことが分

る。右に注したうち特に下級祠官が社内に於いて如何なる役

職を掌るかについてまでは詳述する必要は認めないが、ただ

先述した大宮司・宮師以下の者の主として社会的性格につい

て少しくみてみたい。即ち彼等は御手人の平丸弥三郎、長御

崎の生石権大郎等が各々社領平丸名、及び生石浜の出自の者

とみられるのであるが、しかしてかかる平丸姓を有するもの

は、他に長御崎の中の平丸孫太郎其他がみられるので、必ら

ずしも同一出身地の者が同一職掌に任ずるものでもなかつた

事はいうまでもない。かように神人と見られる者には社領内

の者が任じた事は事実であるが、しからば社領以外の者が神

人に任ずる事はなかつたかといえ、当社の祭礼には社領以

外の豊後国内の地の者で関与するものも数多くあることや、

他の一般的事例などよりして、社領以外の者の存在の事実を

推測してもよいであらう。神人増加の跡は、例えば大般若修

理別当の記載内容に、

一番大般若

三番大般若

四番法華講

(下略)

とあり、大般若修理別当たるべきは各々番を組んでおり、本来一番より三番までを大般若、四・五番を法華講の組としていたものが、更に後いつしか神人を増し、三番の次に、新大般若を追加したとみられることにも窺われる。一方これら祠官の経済的基礎は柞原社々領より得られる得分に置かれていた。これについて、今長寛二年九月に於ける宮師のものが知られるので次に記してみる。

宮師職事、
所分田坪々事 (22号)

季供田一丁
在笠和 祭文田一丁

法華講田一丁
燈油田一丁
在植田

同 一丁
在笠和 読師田五段
在笠和

安居田三段
潤田月二段
生石迫 生石迫

大般若修理田一丁
在賀来 新立仁王講田一丁
在賀来

在隈早田三段

又齒々払除料畠式町

石本参一丁加齒 安主齒 真蔵房齒

仁王講五段 在生石迫 東深 谷 水尾

居齒 清二郎齒 平野 今山 垣弘齒

二番三味田

右は長寛二年、宮師僧院清から嫡子定清に譲与せられた宮師職の内容を記したものである。これによれば、宮師職の内容は田畠及び在家から構成されており、田地はこのうち判明分を挙げれば八町八反、畠は二町といふかなりのものに及んでいることが知られる。しかしてこの宮師の所領は社領賀来庄内に二ヶ所存在する他は、皆殆んど免田（恐らく殆んどが雜役免と考えられる）内に、しかも分散的に存在している。しかし宮師としては、これらの地を全く排他的に占有するものではなく、単にこれらの地に所得の基礎があるというに過ぎぬのであるから、右の地の社としての公的な需要に應ぜしむべき得分を除いた得分を得るに過ぎぬわけである。従つて今これのみでは宮師自体の所得量・質については明らかにし得ない。宮師以外の祠官については徴すべきものがない。唯宮師の例にみた如く祠官の得分が、社自体の得分を割いて得るといふ形態である故、彼等は時として社自体の得分を奪取せんとする事もあつた様である。即ち長寛二年宮師定清が、新立大般若仁王講田に対して権擬大官司則時が公事を張行している事実を挙げ、この裁定を留守所に請うている（

23号)のは右の動きを示すものであろう。

註

(1) 竹内理三氏は柞原社の宮師の請に對する圍衛発行文書を檢討して、豊後に於ける留守所の發生を永承六年以後久安元年以前と考えておられる様である。(同氏「在庁官人の武士化」日本封建制成立の研究所收)

(2) 大日本史、卷三百九十

(3) 西岡虎之助氏、「中古に於ける宇佐神人の活動」史林13

の1、2、3、4、

(4) 拙稿前掲論文

(5) 大分市史上卷、国府時代、柞原八幡宮の項

(6) 一宮なるものゝ史料の初見は、今昔物語卷十七、廿三話

に見ゆる周防国玉祖神社の一宮を記するものである。ところで周知の様に今昔物語の成立年代は、十一世紀末乃至、十二世紀初頭と考えられているので、大体この頃から、一宮なるものが出て来た事となる。さて、柞原社の場合本論で述べた様に嘉応三年に一宮たる記事が初見される。一方又圍衛とも関係の深い官長が見えるのが、久安元年以後である事は又本論で述べた通りである。これらの年代から察するに、官長は、当社が一宮化した事と深い関係がある様である。しかしこの為には、当社がこの後も依然豊後一宮であつたにも拘わらず、官長が保元四年五月以後の史料に絶えて見えない事の説明がなされねばならぬので断定は保留する。

(7) 上横手雅敬氏、「地頭源流考」史窓12号

(8) 文治四年当時は平氏滅亡後であるから、かゝる事実を推定するのは本論に矛盾するとの疑念を懐くむきもあるかも知れぬ。しかし頼朝は平家追討後も、この本社宇佐八幡に對し、大宮司が平氏に与同したにも拘わらずその罪を許しており、(吾妻鏡文治元、五、八条)柞原社大宮司もそのまゝ大宮司職を安堵されたとみてもよい。又この時の大宮司の後である平頼妙が承久合戦に際して源氏を呪咄したと地頭賀来氏から幕府に訴えられている(41号)のは、本論の主張を補強する。

(9) 大宮司經妙申状案(47号)に「大宮司平均庄務」とも記す。

三、社 殿

社殿についてみるに、先に引用した縁起では承和三年「宝殿造営」せられたとするが、当初から後述する様に整備された社殿が存在したものと考え難く、大体十世紀末以後賀来庄(弘安八年当時二三〇町と記す)⁽¹⁾の社領化によつて社領が急激に増大し、祠官の整備せられた事情に伴つて社殿も又増加整備せられたものと考えられる。かかる整備後の社殿を示す史料は、大体鎌倉末期に於いてであるが、今それらによつて判明する社殿の構成を示せば次の様になる。即ち先ず本殿

として上宮・下宮がある(56号)。その他今宮があり(54号)、頓宮とみられるやや隔つた笠和郷生石浜の浜御殿があつた(66号)。又更に神宮寺として弥勒寺があり(53号)、撰社として賀茂社(同)、高良社(同)、稻荷社(同)、地藏堂(124号)、普賢堂(53号)があり、この他に黒尾殿(同)、日吉神王殿(54号)等の社殿があつた。なおこの他宮務を司つたとみられる宮庁(66号)、国衙との関係を司つたとみられる国庁(同)や、又出居庁(同)、大宮司の邸宅とその附屬物である大宮司屋形(同)、同後屋形(同)、(同)廐同や、他に神宮寺屋形(同)等が知られる。

しかして社殿は本社たる宇佐宮の如く、三十三年毎に大宮司の沙汰により造替することとなつていた(47号)が、この点について由原宮遷宮等次第記(文龜元年十二月、143号)に、南北朝初期までの事情について、

- 一、本社承和二年^{庚戌}始構社
- 一、仮殿大治二年^{丁未}始遷宮、自天長七年二百九十六年也
- 一、本社建久元年^{庚戌}遷宮、自大治二年六十三年也
- 一、仮殿嘉祿元年^{乙酉}遷宮、自建久元年三十六年也
- 一、本社文永元年^{甲子}自嘉祿元年四十三年也

- 一、仮殿貞和元年^{乙酉}自文永七年七十九年也

(下略)

と記している。ところで右記事内容については、先ず最初の社殿創建の承和二年^{庚戌}との年代については、于支に關して卯とすべきを誤記しており、別に承和三年とする史料が存する(47号)。次に又初めて遷宮したとする大治二年についても、大宮司経妙申状案(正応二年47号)にはこれを更に長徳四年に上せている。この二点に關する兩説は、正応の大宮司申状案が時代的により事実に近い史料であるという事、しかも于支について難点がないという理由から承和三年説を信ずる他ないが、一方最初の遷宮年時については、これ又右にあげた第一の理由の他に、長徳四年という時期は賀来庄が柞原社領に加えられ(75号)、又大宮司職もこの頃成立したとみられ、柞原社としては經濟的基礎が大いに強められ、その所務もよく行われた時と考えられるからやはり長徳四年説を執らざるを得ない。もつとも大治二年説については、「始遷宮」の記述は否定すべきであるが、「造替」についてまで否定すべきとは考えられず、長徳以降この時期まで社務の比較的よく行われたと推測されるところから、数回に及ぶ定時の造替の事実

を推定してもよいと考えられる。けだしその後、建久元年以後の事については、先の記述は恐らくは事実を物語るものと考えてよいであろう。なおこの造替は国司が責任を負うて実施すべき定めであった(29号)。

註 (1) 豊後国岡田帳に注す、但し、この面積については前掲別稿でも述べておいたが、必らずしも正確ではない。

おわりに

以上柞原社の成立からその後、に於ける発展・一宮化への事情を、主として祠官の組織の整備発展、この間に於ける彼等の性格に主眼を置きながら通観してみた。これら祠官の性格の把握し難さから、ともすれば論旨を見失いがちとなつたが事情を諒とせられ、御判読の上御教示を得たいと思ふ次第である。なお祭礼については、紙面の都合もあつて割愛した。

(広島大学大学院学生)

大分県における市地名(補遺)

染 矢 多 喜 男

市 場 山国町大字宇曾

耶鉄守実駅の東方、山国川の左岸にある。市に関する記録や伝承はない。字図では九ヶの宅地があるが、市集落とは考えられない。宇曾部落に鎮座する旧村社貴船神社が、七月の祭

礼に際し、隣接する「市場の上」へ御神幸するから、同社の祭礼市に起源するものと思われる。貴船社の由緒記によれば、正応四年の創祀といひ、現社地には正保三年遷座したようである。